

資料 1

長野県企業局売電等あり方検討有識者会議

令和3年11月26日

長野県企業局

日時：令和3年11月26日 午前9時30分～12時
場所：WEB会議

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 構成員、座長について
- 4 会議事項
 - (1) 売電等のあり方に係る検討について
 - (2) 次回以降の進め方
- 5 その他
- 6 閉会

制定 令和3年11月10日 3企本第447号

(目的)

第1 「長野県公営企業経営戦略」(2021年3月)の具体化を目指し、2050ゼロカーボンに向けて、長野県企業局の売電及び外部委託等のあり方について、企業局が検討する上で有識者の意見を聴くため、長野県企業局売電等あり方検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2 有識者会議は、「長野県公営企業経営戦略」を踏まえ、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 企業局電力の売電のあり方に関すること。
- (2) 企業局水力発電所の運転及び保守管理のあり方に関すること。
- (3) 県内の再生可能エネルギーの拡大及びエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりに寄与することに関すること。
- (4) 地域内経済循環に資することに関すること。
- (5) (1)から(4)までに係る地域貢献に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3 有識者会議の構成員は、別表のとおりとする。この場合において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

2 有識者会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 有識者会議は、令和4年3月31日までの間、開催するものとする。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に関して必要な事項は公営企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

(別表) 長野県企業局売電等あり方検討有識者会議構成員名簿

氏名 (五十音順・敬称略)	役職	備考
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター チーフキュレーター	
かしわぎ たかお 柏木 孝夫	東京工業大学 名誉教授 東京工業大学先進エネルギーソリューション研究センター長	
ほりこし みちよ 堀越 倫世	税理士	
まつもと まゆみ 松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別部門 客員准教授	
むらたに たかし 村谷 敬	株式会社AnPrenergy代表取締役	
やすだ よう 安田 陽	京都大学大学院 経済学研究科 再生可能エネルギー経済学講座 特任教授	

1 2050年脱炭素社会に向けて、企業局として何を指すのか

- (1) 中小水力発電は、現在どのような価値があり、将来性をどう考えるか。そうした中で、企業局の現在の電力とその取組をどう評価するか。
- (2) 企業局の電力の将来性をどう見て、何を指すべきと考えられるか。

2 企業局としてどのような取組（事業構想）が考えられるか

- (1) 現在は電力の卸売のみを行っているが、地域内経済循環を図る等の観点から、小売を含めた売電のあり方についてどう考えていくべきなのか。
- (2) 県内産再エネの利用拡大を進めるためには、企業局は電力の供給などにおいてどのような取組を行っていくべきか。
- (3) 新電力は将来どのような役割を果たすことが期待されるのか。県内の新電力の将来性と企業局との役割分担などをどう考えるか。
- (4) 企業局が持つ技術の継承と人材の確保育成をどのように図り、それを企業局のみならず民間や市町村など地域へどのように提供していくか。

3 地域内経済循環を図る等の新たな事業構想を推進するため、企業局としてどのような事業形態（資料2の7ページ参照）が考えられるか

- (1) 県内あるいは県外の電力小売事業者に電力を卸売することについて
- (2) 県内に電力小売事業と発電所の運転・保守管理を一体で行う会社を設立することについて
- (3) 企業局が新たに電力の小売り事業を実施することについて

第2回有識者会議（予定） 令和3年12月22日（水） 13:30～16:00

次回以降の検討項目（案）

- (1) 最適な事業形態
- (2) 基本的な事業スキーム
- (3) 詳細な事業内容等

○現時点で想定される論点

売電／運転・保守管理／電力需給バランスの調整／専門人材の確保・育成／地域貢献／
事業採算性／政策効果／組織体制／リスクマネジメント 等